

随意契約（相手方指定）調書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託	No.5200327
履行期限	平成28年11月13日	
契約締結日	平成28年 4月27日	
契約金額	1,753,920円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託
指名業者(案)	名称 グローリー株式会社 首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷3丁目14番7号 代表者 支店長 植村 裕
特命理由	<p>本件は、参議院議員選挙（平成28年7月実施予定）及び荒川区長選挙（平成28年11月実施予定）において、投票用紙自動読取分類機を安定的に運用するための保守等の業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、区が導入している投票用紙自動読取分類機の開発元であり、プログラム及びデータ作成ツールの著作権を所有し、システムダウン時の復旧対応等を含めた運用等の業務を履行できる唯一の業者であること。 ② 平成27年4月実施の荒川区議会議員選挙における保守委託も上記業者に委託しており、その履行状況は良好であること。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)